

○金融庁告示第 号

金融商品取引業者営業保証金規則（平成十九年 内閣府
法務省 令第三号）第十八条第一項の規定に基づき、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。

令和三年 月 日

金融庁長官 氷見野良三

一 金融商品取引業者営業保証金規則（以下「規則」という。）第十八条第一項に規定する金融庁長官が定めるものは、次のイ又はロに掲げる書類の区分に応じ、当該イ又はロに定める者が提出するものとする。

イ 規則第十八条第一項第一号に掲げる書類 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）若しくはその承継人又は当該金融商品

取引業者のために営業保証金を供託した者

ロ 規則第十八条第一項第二号に掲げる書類 規則第十六条第三項の保管替えを請求した者

二 前号の規定は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第三百五十条第

一項第一号及び第二項第一号又は同条第一項第三号及び第二項第四号に掲げる書類を、同条第一項又は第二項の規定に基づき英語で作成又は記載していない場合には、適用しない。